

第2期館林市子ども・子育て支援事業計画策定について

1. 策定の背景と趣旨

本市は、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（平成37年まで10年延長）に基づく計画を一体化した計画「館林市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が平成31年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状を分析・整理し、2020年度～2024年度までの5年間の計画期間とした計画を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

3. 計画期間

2020年度～2024年度までの5年間

2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
現行計画（2015～2019）					第2期計画（2020～2024）				

4. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する館林市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定します。

(1) 館林市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施します。

■調査実施日：平成 31 年 1 月～

■調査対象者

就学前児童（0～5 歳）保護者

前回の調査内容（別紙参照）	配布数
就学前児童保護者を対象とする調査は、国から教育・保育施設の利用希望の把握方法のひな形が示されています。 調査内容は、国から示されたひな形を基礎とし、市独自の質問項目を一部加えた調査になります。 ①お子さんご家族の状況★ ②お子さんの育ちをめぐる環境★ ③保護者の就労状況★ ④平日の保育所（園）や幼稚園などの利用★ ⑤地域の子育て支援事業の利用状況★ ⑥休日等の保育所（園）や幼稚園などの利用希望★ ⑦お子さんが病気の時の対応★ ⑧お子さんの一時預かり★ ⑨お子さんの宿泊を伴う一時預かり★ ⑩小学校就学後の放課後の過ごし方★ ⑪育児休業などの仕事と家庭の両立支援 ⑫子育て支援全般（市独自設問）	無作為抽出による 2,000 人を対象 保育所（園）・幼稚園就園児は各園を通じた配布・回収 未就園児は郵送による配布・回収

※★は国が示す必須項目

就学児（小学1年生～3年生）の保護者

前回の調査内容（別紙参照）	配布数
①お子さんご家族の状況 ②お子さんの育ちをめぐる環境 ③保護者の就労状況 ④お子さんが病気の時の対応 ⑤お子さんの一時預かり ⑥放課後の過ごし方 ⑦育児休業などの仕事と家庭の両立支援 ⑧子育て支援全般（市独自設問）	無作為抽出による 500人を対象 学校を通じた配 布・回収

（3）パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集します。

4. 今後のスケジュール（予定）

30年			31年			
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
★ 第1回 会議 10/29	★ 第2回 会議 11月下旬				★ 第3回 会議	
		→ 調査票印刷等 の準備	→ ニーズ調査 実施	→ ニーズ調査	→ 集計等	→ 事業計画の 検討及び策定

★子ども・子育て会議

第1回：事業計画 平成29年度実績報告、ニーズ調査について

第2回：ニーズ調査票の検討について

第3回：ニーズ調査結果報告

委員の皆様へお願い

ニーズ調査票についてのご意見をお待ちしております。調査項目やレイアウト等何でも結構ですので 11月6日（火）までに こども福祉課へお願いいたします。

お問合せ 館林市保健福祉部 こども福祉課

アドレス：kodomo@city.tatebayashi.gunma.jp

ファクス：0276-72-4210

TEL：0276-72-4111